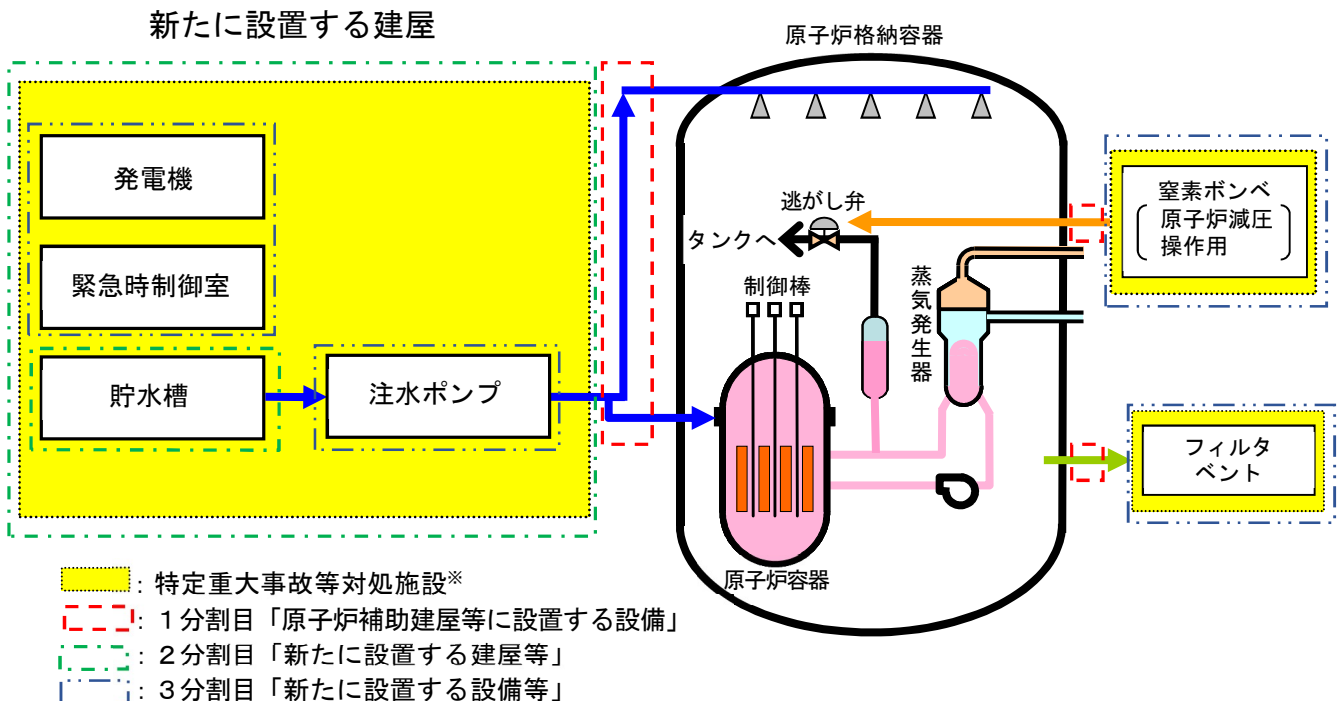


玄海原子力発電所3，4号機の特定重大事故等対処施設の 新たに設置する設備等に係る工事計画認可申請の概要

1. 工事計画認可申請書の記載内容

今回申請する内容は、発電機、緊急時制御室及び注水ポンプ等の「新たに設置する設備等」に関するものです。



特定重大事故等対処施設の概要図

※ 特定重大事故等対処施設

原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設であり、2013年7月施行の新規制基準において、設置が要求されているもの

以 上